

連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

自治体名:安芸市

会計:全体会計

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	72,413,600,593	固定負債	25,337,460,207
有形固定資産	64,899,259,188	地方債等	19,439,460,686
事業用資産	26,429,190,784	長期未払金	-
土地	13,147,176,508	退職手当引当金	1,834,981,511
立木竹	210,541,410	損失補償等引当金	-
建物	23,480,778,744	その他	4,063,018,010
建物減価償却累計額	-16,630,187,508	流動負債	2,013,262,329
工作物	6,537,482,392	1年内償還予定地方債等	1,698,246,982
工作物減価償却累計額	-3,545,203,298	未払金	39,388,676
船舶	2,980,000	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-2,979,999	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	166,977,909
航空機	-	預り金	107,907,228
航空機減価償却累計額	-	その他	741,534
その他	-	負債合計	27,350,722,536
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	3,228,602,535	固定資産等形成分	74,212,634,643
インフラ資産	37,037,613,764	余剰分(不足分)	-25,240,455,524
土地	3,181,620,382	他団体出資等分	-
建物	1,042,345,708		
建物減価償却累計額	-388,520,771		
工作物	72,389,941,808		
工作物減価償却累計額	-40,097,813,071		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	910,039,708		
物品	6,575,185,046		
物品減価償却累計額	-5,142,730,406		
無形固定資産	130,265,320		
ソフトウェア	122,234,395		
その他	8,030,925		
投資その他の資産	7,384,076,085		
投資及び出資金	396,413,033		
有価証券	38,643,702		
出資金	357,769,331		
その他	-		
長期延滞債権	87,543,407		
長期貸付金	9,922,200		
基金	6,894,626,865		
減債基金	2,435,062,320		
その他	4,459,564,545		
その他	810,988		
徴収不能引当金	-5,240,408		
流動資産	3,909,301,062		
現金預金	2,036,900,224		
未収金	66,991,605		
短期貸付金	529,105,000		
基金	1,269,929,050		
財政調整基金	1,269,929,050		
減債基金	-		
棚卸資産	7,452,995		
その他	972,000		
徴収不能引当金	-2,049,812		
繰延資産	-	純資産合計	48,972,179,119
資産合計	76,322,901,655	負債及び純資産合計	76,322,901,655

連結行政コスト計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

自治体名:安芸市

会計:全体会計

(単位:円)

科目	金額
経常費用	17,199,724,497
業務費用	7,301,933,862
人件費	2,288,001,224
職員給与費	1,711,822,992
賞与等引当金繰入額	166,977,909
退職手当引当金繰入額	93,473,615
その他	315,726,708
物件費等	4,807,019,680
物件費	2,203,602,223
維持補修費	127,736,065
減価償却費	2,475,681,392
その他	-
その他の業務費用	206,912,958
支払利息	93,693,542
徴収不能引当金繰入額	6,971,250
その他	106,248,166
移転費用	9,897,790,635
補助金等	7,855,645,540
社会保障給付	2,028,945,881
その他	13,199,214
経常収益	1,058,370,513
使用料及び手数料	771,375,746
その他	286,994,767
純経常行政コスト	16,141,353,984
臨時損失	1,482,439,781
災害復旧事業費	1,432,355,647
資産除売却損	42,671,626
損失補償等引当金繰入額	-
その他	7,412,508
臨時利益	899,572
資産売却益	699,452
その他	200,120
純行政コスト	17,622,894,193

連結純資産変動計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

自治体名:安芸市
会計:全体会計

(単位:円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	48,298,544,815	71,692,005,021	-23,393,460,206	-
純行政コスト(△)	-17,622,894,193		-17,622,894,193	-
財源	18,091,811,215		18,091,811,215	-
税収等	9,893,389,214		9,893,389,214	-
国県等補助金	8,198,422,001		8,198,422,001	-
本年度差額	468,917,022		468,917,022	-
固定資産等の変動(内部変動)		2,469,485,043	-2,469,485,043	
有形固定資産等の増加		4,737,622,934	-4,737,622,934	
有形固定資産等の減少		-2,518,353,019	2,518,353,019	
貸付金・基金等の増加		2,112,650,201	-2,112,650,201	
貸付金・基金等の減少		-1,862,435,073	1,862,435,073	
資産評価差額	189,399	189,399		
無償所管換等	50,955,180	50,955,180		
他団体出資等分の増加			-	-
他団体出資等分の減少			-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-	-
その他	153,572,703	-	153,572,703	
本年度純資産変動額	673,634,304	2,520,629,622	-1,846,995,318	-
本年度末純資産残高	48,972,179,119	74,212,634,643	-25,240,455,524	-

連結資金収支計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

自治体名:安芸市

会計:全体会計

(単位:円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	14,949,541,339
業務費用支出	5,051,750,704
人件費支出	2,324,034,664
物件費等支出	2,534,673,367
支払利息支出	93,693,542
その他の支出	99,349,131
移転費用支出	9,897,790,635
補助金等支出	7,855,645,540
社会保障給付支出	2,028,945,881
その他の支出	13,199,214
業務収入	16,695,878,338
税収等収入	9,898,307,422
国県等補助金収入	5,745,609,310
使用料及び手数料収入	765,236,332
その他の収入	286,725,274
臨時支出	1,439,768,155
災害復旧事業費支出	1,432,355,647
その他の支出	7,412,508
臨時収入	1,103,280,120
業務活動収支	1,409,848,964
【投資活動収支】	
投資活動支出	6,758,033,476
公共施設等整備費支出	4,737,622,934
基金積立金支出	1,493,510,542
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	526,900,000
その他の支出	-
投資活動収入	3,249,353,554
国県等補助金収入	1,368,563,600
基金取崩収入	1,225,802,585
貸付金元金回収収入	531,652,535
資産売却収入	1,671,453
その他の収入	121,663,381
投資活動収支	-3,508,679,922
【財務活動収支】	
財務活動支出	2,092,857,788
地方債等償還支出	2,092,857,788
その他の支出	-
財務活動収入	4,201,794,000
地方債等発行収入	4,201,794,000
その他の収入	-
財務活動収支	2,108,936,212
本年度資金収支額	10,105,254
前年度末資金残高	1,918,887,742
比例連結割合変更に伴う差額	-
本年度末資金残高	1,928,992,996
前年度末歳計外現金残高	120,045,893
本年度歳計外現金増減額	-12,138,665
本年度末歳計外現金残高	107,907,228
本年度末現金預金残高	2,036,900,224

安芸市 全体財務書類における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 …………… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの…………… 取得原価

取得原価が不明なもの…………… 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 …………… 原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの …………… 会計年度末における市場価格

イ. 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの

なし

イ. 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法（住宅団地整備事業特別会計）

先入先出法による原価法（水道事業会計）

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 6 年 ～ 50 年

工作物 2 年 ～ 75 年

物品 2 年 ～ 20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

ソフトウェア 5 年

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、公営企業会計については、税抜方式によっています。

(水道事業会計、下水道事業会計)

2.重要な会計方針の変更等 (令和4年度における変更点)

(1)会計方針の変更

公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計は統合され、下水道事業会計として法適用化されました。

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5. 追加情報

(1) 連結対象会計

会計名	区分
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業
介護保険事業特別会計	地方公営事業
住宅団地整備事業特別会計	地方公営事業
後期高齢者医療事業特別会計	地方公営事業
水道事業会計	地方公営企業(法適用)
下水道事業会計	地方公営企業(法適用)

※区分は地方財政法第5条第1号の規定に基づいています。

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア. 範囲

売却予定とされている公共資産

イ. 内訳

なし